

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
武内建設株式会社	千葉県市川市柏井町2丁目1426番地

## 2 指名停止措置期間

令和6年9月20日～令和7年2月19日（5ヵ月）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

武内建設株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年度に千葉県市川市が発注した3件の水道関連工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から工事の入札情報を得た見返りに、複数回にわたり計25万円相当の飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第10号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内